

## 責任投資方針

### 1. 責任投資の位置付け

- 国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、厚生年金保険給付積立金(以下「積立金」という。)の運用を厚生年金保険の被保険者の利益のために、また、退職等年金給付積立金の運用を専ら組合員の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととしている。
- 運用目標としては、長期的な観点から、年金財政上、必要な運用利回りを最低限のリスクで確保することを定めている。
- 投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、投資の検討にあたり、資産や地域ごとの特性などに応じて、サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)や社会・環境的効果(インパクト)を考慮することで、長期的な収益を確保することを目指す。
- 連合会は、日本版スチュワードシップ・コード及びアセットオーナー・プリンシプルを受け入れ、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に賛同を表明するとともに、PRI(責任投資原則)の署名機関として活動している。これらの原則及びフレームワークに整合する取組みによって、アセットオーナーとしての責任を果たす。

### 2. 責任投資の目的

- 世界的な気候変動、自然資本・生物多様性、人権、コーポレートガバナンスをはじめとする重要なサステナビリティ課題は、対応の失敗や遅延が投資先及び経済・社会全体に悪影響を与え得るリスクであるとともに、社会・環境的課題に関連する技術開発や事業革新などに伴う収益機会でもあることを踏まえ、責任投資の目的を長期的なリスク低減及び投資収益の拡大とする。
- 連合会は、インパクトを考慮した投資を通じ、社会・環境的課題の解決と投資収益を両立することで、受益者の生活の安定と福祉の向上に貢献することができる。
- ただし、積立金の運用目的に照らし、インパクトの創出そのものを目的とした投資は行わず、中長期的に各資産のベンチマーク収益率を確保することを必要とする。

### 3. 責任投資の主な内容(厚生年金保険給付積立金の運用)

- 連合会の責任投資は、運用を委託する運用受託機関を通じ、すべての資産について行う。
- 運用受託機関に対し、各資産クラス及び運用戦略の特性に応じて、ESG インテグレーション、エンゲージメント・議決権行使(スチュワードシップ活動)、インパクトを考慮した投資を推進する。
- 運用受託機関の選定及びモニタリングにおいて、責任投資への取組みを評価する。原則としてPRI に署名している運用受託機関を採用し、定性評価において責任投資にかかる方針、体制、プロセスを中心に評価を行い、必要に応じて改善を促す。
- マネージャー・エントリー制を通じて責任投資を含む運用受託機関の募集を行い、新たな責任投

資のアプローチによる収益機会を発掘する。

- 運用受託機関における協働エンゲージメントなどの外部活動を適切にモニタリングする。連合会自らも、他の投資家との意見交換や責任投資に関するフォーラムなどに参加し、サステナビリティに関する国際的な動向の把握に努める。

#### 4. 責任投資のガバナンス

- 資産運用委員会において、本方針について意見を聞き、必要に応じて適切に見直しを行う。
- 運用受託機関の選定及びモニタリングを中心とする責任投資の取組みは、CIO(運用担当責任者)の権限のもと、資金運用部が遂行する。
- 責任投資の取組みを推進するために必要となる人材の確保、外部組織の活用、専門的知見の蓄積に努める。

#### 5. 責任投資に関する情報開示

- 本方針、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れ方針、「株主議決権行使にかかるガイドライン」、「株式運用における貸株取引および利益相反管理等に関する規程」を公表し、連合会の方針について周知する。
- 責任投資の取組みについて、受益者、運用受託機関、投資先企業などのステークホルダーの理解を促進するため、業務概況書及びスチュワードシップ活動報告書(「スチュワードシップ活動の報告」)において、毎年度の情報開示を行う。

以上